

動薬協会発 6 号
令和 4 年 4 月 4 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

「伝染性海綿状脳症（T S E）検査対応マニュアル」の一部改正について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（3 消安第 7413 号）がありましたので、お知らせします。

3 消安第7413号
令和4年4月1日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」の一部改正について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
ございます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な
防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会
員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

写

3 消安第 7413 号
令和 4 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」の一部改正について

今般、「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」（平成 15 年 6 月 17 日付 15 消安第 1337 号農林水産省生産局畜産部長通知）の一部を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生の予防及びまん延防止措置の円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。